

市民の暮らし・福祉優先の川口市政に 3月市議会がはじまります

川口市議会3月定例会は2月25日に開会予定です。日本共産党市議団は開会を前に開かれた議会運営委員会で「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止を求める意見書（案）」、「安全・安心の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める意見書（案）」の2本の意見書案を提出しました。

また、市長から提出される2025年度予算案は一般会計は2737億2000万円で、2024年度比7.1%増、国民健康保険や介護保険、オートレース事業など10の特別会計の総額は1454億6970万円、上下水道、病院の企業会計は637億9500万円となり、合計で4829億8470万円と過去最高の予算規模となります。

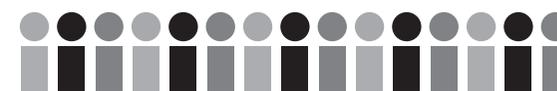
当初予算案の中では、国の補正予算による物価高騰対策支援事業として総額8.8億円を計上し、その一部を小中学校の学校給食費の食材購入費の主食費相当額に5億5634万7千円を充て、保護者負担の減額を進めます。他に市内の20床以上ある22病院に計1億2650万円、介護保険や障害福祉サービスの各事業所、民間の保育園や幼稚園、こども園に各施設に応じて支給される内容も含まれています。

2024年度関係の議案としては一般会計補正予算は8億8849万1千円を減額し、一般議案では市立美術館の指定管理者の指定議案などが提案されます。

また議会運営委員会では「川口市議会だよりの発行について議会内で検討を求める請願書」、「国への「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）廃止の意見書」提出を求める請願書」、「安心・安全の医療・介護の実現のため人員増と処遇改善を求める」意見書を国に提出することを求める請願書」の3件の請願が出され、日本共産党市議団はいずれも紹介議員となっています。

一般質問では日本共産党から松本さちえ議員、板橋ひろみ議員の2名がみなさんから寄せられた声を届けて頑張ります。

公共施設の使用料、 行政サービスの手数料などの 見直し方針案について



2月10日に開催された、未来創造・教育力向上特別委員会では「使用料・手数料の見直しに関する基本方針（案）」について報告されました。

現在の川口市の公共施設の使用料については、平成15年に作成された「使用料の見直し基準」以降は見直されておらず、令和元年度の包括外部監査で受益者負担率の設定区分の再検討について指摘されていました。また、手数料は平成18年以降は大きな見直しが行われていないため、「光熱費、人件費等の経費がさらに増加していくことが見込まれる中、適切な公費負担の在り方や受益者負担の公平性の見地」から徹的な見直しが進むために基本方針が作られたと説明がありました。

「見直しの基本方針」では使用料・手数料などは法令等や国・県の基準で定められているもの、上下水道事業や病院事業を除いたものが対象とされ、公共施設では計108施設が対象となるということです。具体的には公民館やスポーツセンター、リアなどのホールや文化施設、コミュニティセンターや鳩ヶ谷集会所などが使用料見直しの対象になります。

見直しにあたっての基本的な考え方は①公平性の確保 ②効率的で効果的な行政サービスの提供 ③受益者負担の割合 ④定期的・継続的な見直しとなります。さらに使用料の算定の考え方として、施設に要するすべての経費から土地の取得費用を除く「原価（施設の建設・維持、人件費など運営にかかわる経費）」について、施設の設置目的や機能・性質に応じ「受益者負担の原則」と「公平性・公正性の確保」の観点から「公費負担」と「受益者負担」の割合基準を設定するということです。この公費負担と受益者負担の割合は公費負担100%から受益者負担100%まで市場性・必需性について検討され設定されます。

来年度から各部局での検討が始まり、必要に応じ激変緩和措置を設けながら令和8年度以降に新たな使用料等にするための条例改正が行われる予定とのことです。

新川口

2025年2月23日 No.1779

日本共産党川口市議会議員団

川口市前川2-28-10

TEL.267-8411 FAX.261-3528

<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

金子ゆきひろ 松本さちえ 板橋ひろみ ふじしまともこ

川口市立芝西中学校陽春分校視察

2月12日に日本共産党川口市議団全員で「川口市立芝西中学校陽春分校」に視察に行きました。陽春分校は平成31年4月に開校した埼玉県初の夜間中学です。令和6年度に旧芝園小学校跡地に専用校舎が完成し教室数も増え、少人数授業により、きめ細かな指導ができるようになったそうです。



通常の中学校は29時間×35週＝1015時間であり、陽春分校は20時間×38週＝760時間となっています。時間は短いです。道徳や特活、総合など通常の中学校の教科を全部実施しています。校外学習や運動会や合唱コンクールもあります。1年生27名、2年生10名、3年生12名をそれぞれ1クラス編成として1年生は、日本語の習熟度別に2グループに分けられ各クラスに担任と副担任が入り、帰りの会など複数体制で生徒さんをサポートします。1年生の理科は時間が多めで実験や観察など体験を大切にしているそうです。数学・英語は習熟度別に授業を実施して、技術家庭科、美術などの技術授業はアシスタントティーチャーをはじめ、複数の教員で細かい支援を行っています。17時半からが授業時間ですが先生方は13時から学校に来て授業準備や教えることの研究をしているそうです。様々なルーツを持っている生徒達に分かるように教えるのは至難の業だそうです。

教室は大小あるのですが少人数で使うようになっています。1番大人数が入る教室も30人まででそれも動かせる壁で仕切って2教室になるようになっていました。2階建てですが体が不自由な人用にエレベーターもあります。相談室もあり、スクールカウンセラーが月に2回来るそうで相談事がなくとも1対1で話をして信頼関係をつくっていくそうです。



ご存じですか 知っ得情報

診療代、薬代、通院費など医療費控除

その年の1月1日から12月31日までの間に、本人または同一生計の配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合に控除を受けることができます。

問 税金の医療費控除とは？

答 1年間に支払った医療費から保険などで補填された金額を差し引き、その額から「10万円または所得金額の5%」のどちらか少ないほうを差し引いたものが医療費控除の額となります

問 その申告に必要なものは？

答 領収書の添付は必要ありませんが、かかった医療費を「医療費控除の明細書」に記入して提出が必要です。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知書(国民健康保険・後期高齢者医療保険・各種健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」など)を明細書に添付すると、明細部分の記入を省略できます。医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。(明細書の記入内容の確認のため、提示や提出を求める場合があります。)

問 医療費控除できる対象は？

答 医師または歯科医師に支払った診療費、治療費および治療や療養のための医薬品の購入費などが対象になります。健康診断、予防接種は医療費にはあたりません。

お問い合わせは⇒川口市役所市民税課 個人市民税担当

電話 048-259-7245 (市民税第1係直通) 048-259-7636 (市民税第2係直通)
048-259-7635 (市民税第3係直通) 048-259-7634 (市民税第4係直通)

電話受付時間／8時30分～17時15分(土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く)

ファックス⇒048-258-1684